

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	42 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 学校教育就学援助・就学奨励費(教育施設管理課所管の学校給食関連を含む) ①システム内の認定基準と実施要綱の認定基準の不一致 就学援助対象者の判定を行う際に利用している「学校事務支援システム」について、システムベンダーから提供された計算式概要と、福島市就学援助実施要綱(以下、「実施要綱」という。)が相違している。 <今後対応すべき点> 要綱に合わせてシステム内の判定規則を変更する必要がある。ただし、システム内での判定規則は適切に設定されており、ベンダーから提供された計算式概要の記載が誤っている可能性も考えられることから、システム内の判定規則や計算式概要を再度確認することが望まれる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 再度確認をしたところ、要綱では1.3倍以下を認定者としていましたが、システム内の判定規則は1.3倍未満の設定となっていました。システム内の判定規則について担当者の理解と確認の機会が不足していたことが原因でした。 〔措置した内容と時期〕 令和6年3月、ベンダーにおいてシステム内の判定規則が1.3倍以下が認定者と自動で判定がなされるよう設定変更を行いました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	43 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 学校教育就学援助・就学奨励費 ②実施要綱の更新漏れ 福島市は就学援助支給対象者か否かを判定する際に利用する生活扶助基準額について、実施要綱第4条において平成25年4月1日現在のものを用いると規定しているが、実際は平成30年4月1日現在のものを用いている。 <今後対応すべき点> 実施要綱を更新する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 令和4年4月1日に従前の要綱を廃止し、新たに要綱制定をした際、当時の基準が平成25年4月1日の生活保護基準を用いているとの誤認識があったためです。 〔措置した内容と時期〕 令和6年3月25日付けで正しい内容で要綱改正を実施しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	44 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 学校教育就学援助・就学奨励費 ③生活扶助基準額の算定方法について 福島市は実施要綱第3条及び第4条において支給条件について定義しているが、生活扶助基準額について、学校事務支援システムと生活保護基準の算定方法に相違点がある。 1 基準生活費の算定において基準額の取扱いが生活保護基準と相違している。 2 基準生活費の算定において冬季加算の月数が生活保護基準と相違している。 3 基準生活費の算定において期末一時扶助の取扱いが生活保護基準と相違している。 4 住宅扶助が生活保護基準と相違している。 <今後対応すべき点> 1 実施要綱等で定めた規則には従う必要があり、また、制度の見直しを行った場合には、その判断過程や根拠を次回の見直し時まで保存しておくことが望ましく、特に、生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、当該相違部分について十分に説明可能な資料を整備しておくことが必要である。 本件の場合、実際の運用状況に合致するよう福島市就学援助実施要綱を加筆修正することが望ましい。 2 生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、当該相違部分について十分に説明可能な資料を整備しておくことが必要である。 3 期末一時扶助を加算しない場合、生活保護基準における取扱いと相違する以上、期末一時扶助を加算しない根拠を明確にしたうえで、実施要綱にも明記することが必要であり、判断根拠についても次回の見直しまで保管しておくことが望ましい。 4 住宅扶助加算対象世帯については住宅扶助の判定を行ったうえで、否認認定となった案件についてのみ実際の家賃を追加調査し、限度額の範囲内で再判定を行う等の対応を検討することが必要と考える。		

講じた措置の内容

〔当該事項が発生した原因〕

就学援助の対象者管理を行っている学校事務支援システムの標準装備である計算式や基準額を決定する項目を使用し、生活保護基準で示されている額を当てはめた基準を採用しており、全てが生活保護基準と一致する項目等とはしていなかったためです。

〔措置した内容と時期〕

基準額を算出する際の計算式については、現在まで、要綱・要領等に明記されていなかった課題を踏まえ、要綱等の必要箇所の改正を令和6年6月1日に行いました。

しかし、計算式・基準額の部分については、自治体の裁量により決定することができますが、システム改修を要し、多額の費用や多くの時間を要することと、システム標準化を控えていることを考慮し、現行の算定方法が適正なものと判断し同様のものを使用する方針です。

また、基準額算出の際に、生活保護基準項目で適用するもの、しないものを要綱に規定しました。

住宅扶助の基準額については、令和5年4月1日の生活保護基準をもとに改正を行いました。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	65 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 学校教育就学援助・就学奨励費 ④令和5年度の就学援助制度の見直しについて 生活扶助基準額については令和6年度分の申請からの見直しについて、福島市就学援助事務取扱要領に沿った運用がなされていない。 <今後対応すべき点> 令和7年度分の申請が開始される令和7年1月までには、基準額の見直しを完了させる必要がある。また、令和6年度の申請分についても十分に検討しておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 生活扶助基準額見直しについては、生活保護基準改正になった時点で検討し、適切な時期に変更するよう担当課で準備を進める必要がありました。 しかし、就学援助制度全体に対する理解が不足していたことで、令和6年度の申請開始時期までに整備することがするが困難でした。 〔措置した内容と時期〕 令和6年6月からの審査については、令和5年4月1日改正の生活保護基準を用いた生活扶助基準額で認否判定の審査を行います。 また、判定結果が逆転する申請者を救済する必要性がある部分については、再度の申請を促し、特例措置として適切な援助を行います。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	66 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	2 学校教育就学援助・就学奨励費 ⑤所得金額の定義について 所得額が所得控除前後どちらの所得額を指すのかが実施要綱上明確になっておらず、実務上は所得控除前の金額で判定が行われている。 <今後留意すべき点> 就学援助制度における支給対象者の認定基準は、市が独自で設定するものであることから、実施要綱第3条における所得額がどの金額を指すのかは明確にする必要があり、実施要綱を加筆修正することが望ましいと考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 認否判定をする際に所得額の引用、判定計算共に自動で行われる項目であり、所得額について控除の有無を考慮し判定行う場面が限られていたため、詳細を確認することがなかったためです。 〔措置した内容と時期〕 所得額についての定義を要綱に規定しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月4日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	67 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	3 働き方改革 ①時間外勤務時間の把握について 令和5年8月以降導入された統合型校務システムは、出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。また、持ち帰り残業に関しては、勤務時間データには反映されていない。 <今後留意すべき点> 持ち帰り残業も含め、勤務時間を正確に記録し把握するということについて、教育委員会及び学校ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。 持ち帰り残業の問題に関しては、各学校足並み揃えての対応が必要であり、今後教育委員会側での実態調査やガイドライン等の作成も必要になってくると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 意見いただいたシステムの弱点については、職員が統合型校務システムの出退勤機能を理解できていないことから発生していると考えられます。正確な勤務時間の把握に関しての個人の意識の醸成を図る必要があります。 〔措置した内容と時期〕 令和5年8月以前の出退勤システムはPCの起動で出勤時刻を、シャットダウンで退勤時刻を把握するシステムで、個人での修正は困難でした。しかし、現状システムでは、個人での打刻修正が可能であり、随時修正入力ができるため、本人が正確に入力・修正すれば、十分に正確な勤務時間を把握することができます。なお、外出入力等を使うことで、持ち帰り残業も勤務データに反映することが可能です。 令和6年3月に発表した「働き方改革推進パッケージ」に基づき、一層の意識の醸成に努めます。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年6月4日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	68 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	3 働き方改革 ②時間外勤務時間の分析・対応について 令和4年度は平均で教職員全体の30.8%が月次の時間外勤務時間が45時間以上となっている。 <今後留意すべき点> 月45時間以上が常態化している教員は、月80時間超過の教員と同様にメンタルヘルスケアの対応が必要となってくると考えられるためご留意頂きたい。		
現行の対応を継続する理由	令和5年9月から1月までの時間外勤務時間は月45時間を超えている教職員が、平均して小学校では16.9%、中学校・特別支援学校で26.1%です。教育委員会としては、教職員の長時間労働は喫緊の課題と受け止めています。 子どもたちに質の高い教育を提供するためには、教職員自身が心身ともに健康で、やりがいを持って働くことができる環境を整えることが重要であることから、学校と教育委員会が一体となって働き方改革に取り組んでいきます。 なお、長時間勤務者の他にも、高ストレス対象者にも医師の面接指導を行っており、どちらでも専門医の指導を受けることができることから、今後もメンタルヘルスケアの充実に努めていきます。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年6月4日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	69 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	3 働き方改革 ③長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組について 教職員のノー残業デーの設定は、基本的には教職員の自主性に任せているとのことであり進捗していない。 <今後留意すべき点> 1 教員以外の外部人材の拡充 スクールカウンセラーやスクールサポートスタッフの増員 2 電話連絡対応 携帯端末によるメール連絡や複雑な問題の場合には予約制によりICTを活用した双方向での対話等の活用推進		
現行の対応を継続する理由	「働き方改革推進パッケージ」では、ノー残業デーの設定に関しても明記しており、各校で実情に併せて曜日や時間などを設定しています。また、部活動指導員の拡充や留守番電話の全校導入など、学校と教育委員会が一体となって改革に取り組んでいます。 今後、その検証についても、学校や教職員の負担とならないようWebアンケートにより実態把握に努め、改善を図っていきます。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 1 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	74 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	2 スクールソーシャルワーカー派遣事業 ①予算残額について 社会保険加入対象及び期末手当対象者がいないこと等により予算残額が令和2年度以降、増加傾向になっている。 <今後留意すべき点> 事業に必要な費用を予算措置していること、文部科学省においても同様の補助金制度があることから、事業目的が達成できるように、福島県の復興事業のみを財源としない対応も望まれる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 事業費の財源を福島県の復興事業の供託金額のみとしており、文部科学省の補助金制度を活用しておりませんでした。 〔措置した内容と時期〕 令和6年度より、文部科学省の補助金制度も活用するようにしました。また、所要経費については見直しを図り、適切に事業を執行してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	77 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	3 心のケア推進事業費 ①消耗品費の支出について 消耗品費として支出した検査用紙等の一部について、実態として翌年度に使用する在庫を確保するために予算を確保し、支出した状況になっている。 <今後留意すべき点> 当該年度に使用するための検査用紙等については、当該予算で支出すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 消耗品費が残っていたので、検査用紙等の購入に活用したためです。 〔措置した内容と時期〕 消耗品費の執行予定額について、精度をもった計画的な執行に努めます。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	78 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	3 心のケア推進事業費 ②予算残額について 負担金補助及び交付金は、予算措置されているものの、依然として執行されていない。 <今後留意すべき点> 全体的な予算規模からは少額であるものの、厳しい財政状況から、予算の必要性を精査する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 本補助金制度を利用して大学院に進学する教職員がいないため、平成31年度以降、予算の執行状況がありません。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度以降については、当初予算措置はしていません。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	80 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	5 ICT教育関係 総論 ①今後のICTの活用について ICTを活用したデジタルドリルやAIドリルの活用等ソフト面に移行しているが、ICT活用が十分とは言えない。 <今後留意すべき点> 今後、ICT活用の実態調査を行い、ガイドライン等を作成し、教育委員会主導でモニタリングも含めてICTの活用推進をご検討頂きたい。		
現行の対応を継続する理由	ICT機器の活用状況は、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、毎年確認しております。令和5年度の「授業にICT機器を活用して十分に指導できる教員の割合」は、前年から大きく伸び、88.1%（暫定値）でした。 ガイドラインの作成も一つの方法ですが、今後も昨年と同様に個々の技能レベルに合わせた研修を準備し、研修体制を充実させ、ICT活用の推進を図ります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	81 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	5 ICT教育関係 総論 ②ICT教育における成果指標について 「福島市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)」におけるICT教育に関する指標は、いずれも教員側の割合である。 <今後留意すべき点> 今後、基本計画策定の際には、児童生徒側の視点の成果指標を設定することをご検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 ICT教育に関する指標が、教員の割合を示すもののみで、児童生徒側の視点の成果指標がありませんでした。 〔措置した内容と時期〕 次期計画に向け、児童生徒側の視点に立った成果指標も調べております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	87 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6-3 ICT教育フューチャービジョン推進事業費/令和4年度Web会議ソフト購入 ①予定価格の設計について 予定価格調書の予定価格(入札書比較価格)は、複数業者からの参考見積額とも異なっていた。どのようにして予定価格に至ったのか経緯がわからない。 <今後留意すべき点> 予定価格に至った経緯をより具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 予定価格の根拠となる書類が、契約書の関係書類として、一緒に綴られておりませんでした。 〔措置した内容と時期〕 根拠となる書類も一緒に綴るようにいたしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	89 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	6-4 ICT教育フューチャービジョン推進事業費/福島市小・中・特別支援学校ICT支援業務委託 ①予定価格の設計について 予定価格調書の予定価格(入札書比較価格)及び設計(見積)金額の根拠は、1枚の積算書のみであった。詳細を記した内訳明細書は、作成はしていないとの回答であった。また、業者からの参考見積も確認はできていない。このような状況下で、予定価格が設計、承認されていたとすれば問題と考える。 <今後対応すべき点> 適切なプロセスに沿った予定価格の設計が必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 予算執行伺に添付した積算内訳書には、人件費などの内訳が記載されておりました。 〔措置した内容と時期〕 適切な状態に書類を整えました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	90 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	6-4 ICT教育フューチャービジョン推進事業費/福島市小・中・特別支援学校ICT支援業務委託 ②契約保証金の扱いについて 今回の契約においては、入札保証金は、免除され、契約保証金は、原則通り納付されている。契約保証金についても同様の容認規定があり、公正の観点から減免を行っていないというのは取扱いが統一されていない。 <今後留意すべき点> 全庁一律とのことであるが、今後は、市として個別に要件の有無を確認し、必要に応じて減免を実施していただくことをご検討頂きたい。		
現行の対応を継続する理由	契約相手方と契約書の内容を確認しながら、福島市財務規則等にそって、適切に事務を執行してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 1 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	94 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6-6 ICT教育フューチャービジョン推進事業費/ふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託(令和3年度繰越明許費) ①入札不調の回避について 当初の入札不調は、先方が予算額を超過した金額で入札してきたことにある。消費税の取扱いに問題があった。 <今後留意すべき点> 今後は、予定価格設計において徴求する参考見積書は、消費税の扱いを明示すること、かつ相互に参考見積書に消費税が含まれているか否かの確認を徹底する必要があることにご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 事業者から、総額として口頭提示された金額に、消費税が含まれていると誤認したため、入札が不調となりました。 〔措置した内容と時期〕 見積書を徴取する際、合計金額や本体価格として表示されている金額に、消費税が含まれているか否かを確認いたします。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	97 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	6-7 ICT教育フューチャービジョン推進事業費/福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借及び福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借(追加調達分) ①随意契約理由書の根拠法令について プロポーザル公募、選定委員会を経た結果、決定された事業者との契約の根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号ではなく同項第2号が適当である。 <今後対応すべき点> 同様の契約形態があった場合ご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 随意契約理由書に記載した根拠法令が誤っていました。 〔措置した内容と時期〕 適切に契約事務を行うため、根拠法令を確認しながら書類の作成を行ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	99 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6－8 ICT教育フューチャービジョン推進事業費/令和2年度小中学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借及び令和2年度小中学特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借(追加調達分) ①予定価格の設計について 当初分と追加調達分において、予定価格の設計に当たって積算方法が異なっていたが、その相違に至った明瞭な記載はない。 <今後留意すべき点> このような場合には、その相違を明瞭かつ具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 令和2年6月に入札を依頼した当初分では、参考見積書を添付したが、令和2年9月に入札を依頼した追加調達分では、6月に徴取した参考見積書の金額をもとに積算書を作成し添付しました。 〔措置した内容と時期〕 同様の契約事務があった際には、参考見積書を徴取します。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	105 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	7-2 学校教育情報ネットワークシステム運用費/福島市校務情報システム運用業務委託 ①廃棄書類の記録について 平成26年当時の公募型プロポーザル方式の選定状況についての資料が、文書の保存期間(5年)を経過しているため廃棄済みであった。 <今後留意すべき点> 文書の保存期間を終えている書類であっても、内容や金額が重要なものについては、保存を継続するかその概要等の記録を残すべきと考える。今後ご検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 平成26年当時の書類について、概要等の記録を残さずに、保存期間が経過したため廃棄しました。 〔措置した内容と時期〕 継続が見込まれる事業については、変更内容などの要点を記録に残します。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	107 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	7-3 学校教育情報ネットワークシステム運用費/令和4年度福島市校務情報システム用機器賃貸借 ①予定価格の設計について 予定価格調書の予定価格(入札書比較価格)は複数業者からの参考見積額とも異なっており、どのようにして予定価格に至ったのか経緯がわからない。 <今後留意すべき点> 予定価格に至った経緯をより具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 予定価格の根拠となる書類が、契約書の関係書類として、一緒に綴られておりませんでした。 〔措置した内容と時期〕 根拠となる書類も一緒に綴るようにいたしました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	111 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	8-1 学校教育情報ネットワークシステム運用費/パーソナルコンピュータ等賃貸借 ①利用状況の調査について Windowsのパーソナルコンピュータの利用状況が不明である。 <今後留意すべき点> 利用状況調査を行い、利用実態を把握する必要がある。		
現行の対応を継続する理由	個々のパーソナルコンピュータの動作記録は把握しておりませんが、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用している」と回答した教員の割合が、95.8%(暫定値)であり、導入したICT機器は、適切に利用されているものと認識しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月24日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	119 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	1 福島型給食推進事業費 ①補助対象事業区分と交付対象について 福島市が実施する事業に対して、設置者である福島市が学校に対して補助金を交付している。この補助金の実態から交付対象は保護者負担の軽減に対する補助金であると考ええる。 <今後対応すべき点> 助成される対象を再確認し、保護者の事務的な負担軽減については事務手続を代理委任状等で対応する等、支給実態及び実務上の対応を踏まえた補助金交付要綱の整備が必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 学校給食の材料費の一部を公費負担とするため、私会計を管理している学校へ保護者の負担軽減分を補助金として交付している。 また、単独給食実施校は私会計を採用していることが根本的な発生原因である。 〔措置した内容と時期〕 福島型給食推進事業は、給食費の一部を公費負担することで保護者の負担軽減を図ることが目的となっております。私会計を管理運営している単独給食実施校に公費負担分を補助金として交付することで間接的補助の方法を採用し、保護者の負担軽減を実施しております。 なお、保護者負担軽減分を補助金として交付する方法は、単独給食実施校が私会計を採用していることが原因であることから、私会計の単独給食実施校を公会計へ移行するため、福島市学校徴収金公会計化検討委員会を令和6年1月19日に設置し、令和8年4月に公会計へ移行できるよう検討、準備を進めているところです。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月24日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	130 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 管理運営費(南部学校給食センター給食運送委託契約) ②決裁文書(一般発議書)の記載事項の欠如について 決裁文書(一般発議書)の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。 <今後対応すべき点> 内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。 現在は電子決裁システムが整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになっているが、記載を要する各欄の趣旨を起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 起案文書の決裁後、直ちに決裁年月日を記入せずに文書を保管したことが原因となっております。 〔措置した内容と時期〕 福島市文書取扱規程に基づく文書管理事務手続きを行うよう改善を図りました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	146 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	4 福島市東部学校給食センター ①納品書の保管について 単位が相違している場合の納品書が発生した場合は、納品書を差し替えて保管し、差替え前の納品書は破棄している。 <今後留意すべき点> 差替え前の納品書は、差替えとなった原因が記載されている帳票であることから、今後は差替え前の納品書についても保管することが望ましい。 青果物給食で納品時に単価の記載がない納品書は、栄養士が1ヶ月程度保管した後、廃棄している。 <今後留意すべき点> 少なくとも支払決済が完了するまでは保管することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 差し替え後の納品書があれば支払い手続きに支障がなく、差し替え前の納品書は支払い手続きには不要なため廃棄しておりました。 〔措置した内容と時期〕 単位が相違している場合の納品書が発生した場合は、支払い決済が完了するまで差し替え前の納品書を保管することとしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	147 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	4 福島市東部学校給食センター ②食品残さ等について 食品衛生管理の観点から、食べ残しが発生した場合は、給食センターに戻し、廃棄処分しているが、増加傾向となっている。 <今後留意すべき点> 食べ残しや調理残さは、堆肥化するなどの利活用を検討する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 新型コロナ対策での黙食や、お代わりの制限、好き嫌い等により、食べ残しが増加した原因と考えられます。 〔措置した内容と時期〕 調理残渣については、生ごみの水切り徹底や野菜や果物の皮を厚く剥きすぎないことなど、可能な限り減少に努めております。 また、食べ残しについては、児童生徒に食の大切さを理解させることで、意識向上に取り組み、食育の推進を図っております。 併せて給食だよりによる家庭への啓発も実施しているところです。 食べ残しや調理残渣の処理については、県の事業系生ごみ削減モデル事業により、消滅型の生ごみ処理機を設置し、令和6年度から3年間、効果検証を実施いたします。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	153 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	7 杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事 ①変更契約について 変更金額が大きく、追加工事となった要因も設計段階で実施していれば発見できた可能性があると考えられる。 <今後留意すべき点> 予算執行の観点からも設計段階の深度ある現地調査を実施すべきと考える。		
現行の対応を継続する理由	杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事について、設計数量より補修範囲が拡大したため変更契約を実施しましたが、設計段階において、低層階の現地調査を行い、外壁補修数量を算出し、高層階については足場設置による現地調査ができないことから低層階の補修割合を使用しているため、調査可能な範囲で十分な調査を実施しております。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	163 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	10-1 渡利中学校屋内運動場改築事業/地盤改良工事 ①工事契約の方式について 既存道場解体工事及び外構工事が市単費の単年度事業、地盤改良事業及び建築本体工事は国庫補助の2か年継続事業のため、それぞれの工事に分解して事業を行ったとのことである。工事の性質上、地盤改良工事及び建築本体工事は一体の工事として実施した方が、事業コスト、入札及び契約事務に係る行政コスト等の面から有利だったのではないかと考える。 <今後留意すべき点> 検証が必要と考える。		
現行の対応を継続する理由	地盤改良工事については、地面の掘削を要する工事であり、地中の状況により変更契約が発生する工事であるため、地盤改良工事及び建築本体工事を一体の工事と発注した場合、変更契約に係る手続きに時間を要し、工事の遅延に繋がる可能性があります。 工期延期に伴う事業コストの増や、変更契約に係る行政コストの面から、地盤改良工事等については建築本体工事と分離発注をしております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月31日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	181 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	1 杉妻小学校 ①教職員の勤怠管理について 令和5年2月分について、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見され、時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。 令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。 <今後留意すべき点> 今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられていますが、打刻は教員個人の作業であるため、入力忘れによるものです。 〔措置した内容と時期〕 職員会議での打刻入力の呼びかけと毎月末に各個人で打刻の確認を行うように周知しました。 また、毎月末に管理職による入力の確認と未入力者への指導を行うこととしました。(令和5年10月)		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月31日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	181 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	1 杉妻小学校 ②非常用階段の使用制限について 昇降口の横にある非常階段は、立入禁止が明示されていない。ロープによる制限だけでは容易に入ることが可能であることから、現行の対応は不十分である。 <今後留意すべき点> 立入禁止の事実を明示すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 通常は使用不可としており、立入禁止についてロープによる制限のみでした。 〔措置した内容と時期〕 令和5年10月に、立入禁止の明示をしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月31日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	182 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	1 杉妻小学校 ④教材備品の管理状況について 現在使用していないオルガンが、廊下に放置されていた。 <今後対応すべき点> 今後の使用可能性を検討し、不用か否かについて適切な対応が望まれる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教室内に通路を確保するため、使用しない際には廊下に置いていたものです。 〔措置した内容と時期〕 オルガンの配当を再検討し、使用する教室へ配置しました。(令和5年10月)		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	182 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	1 杉妻小学校 ⑤図書の管理状況について 年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。 <今後対応すべき点> 電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 紙媒体の台帳で図書の管理をしていたため、数千冊ある学校図書に対し、現物との突合作業が困難であり正しい蔵書数の把握が困難でした。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度に整備を行った学校図書管理システムを使用しながら紙媒体ではなく、データで図書の管理を行います。また、図書の適切な管理方法については、令和6年5月に市立図書館と協議し作成した手引きを学校へ配布し周知しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月31日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	183 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	1 杉妻小学校 ⑥タブレット端末の管理について 管理台帳を閲覧したところ未返却となっているタブレット端末が1台ある。未返却タブレット端末を貸与された児童は、既に転校している。 <今後対応すべき点> タブレット端末が転売される可能性は皆無とは言えないため、貸与者とその家族に引き続き返却するよう対応する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 家庭学習等で活用するため児童へタブレットを貸与していました。児童の転出が決まり、児童・保護者に対して再三返却するよう求めましたが、返却されないまま転出してしまいました。 〔措置した内容と時期〕 令和5年10月に保護者から転出先の学校(市内)にタブレットの返却があり、回収いたしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月31日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	183 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	1 杉妻小学校 ⑦管理台帳の記載漏れについて 児童に貸与されているタブレット端末の貸与状況を管理している管理台帳について、配布年月日の漏れが散見された。 <今後留意すべき点> 管理台帳に記載すべき項目は網羅する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 台帳作成時に配布年月日の項目の入力が抜けてしまいました。 〔措置した内容と時期〕 令和5年10月に、指摘された箇所の必要項目を管理台帳に記載するとともに、他に不備がないことを再確認しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 6 月 4 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	187 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	2 鎌田小学校 ①教職員の勤怠管理について 令和5年4月分について、出退勤記録が、出退勤ともにない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。 令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。 <今後留意すべき点> 今後、勤務時間を正確に記録することにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 統合型校務支援システムを運用し、出退勤の打刻について周知したものの、生徒指導対応等により打刻を忘れてしまうことが散見されました。また、勤務時間の管理において、管理職の確認不足もありました。 〔措置した内容と時期〕 令和6年4月19日の職員会議において、統合型校務支援システムによる出退勤の打刻及び勤怠管理の必要性について周知を図りました。また、出退勤時に打刻を忘れた場合はその後入力して対応するよう指導しました。 管理職が教職員の4月分の記録を確認するとともに、5月17日の職員会議において、再度勤怠管理について説明をしました。また、打刻を忘れがちな職員については個別に対応して勤務時間管理の意識化を図っています。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 5 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	189 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 鎌田小学校 ④学校給食費／現金出納簿の押印漏れについて 学校給食事務の手引では、「材料費や給食費の支払のため口座から払い出した際、校長の認印を押印する。」ことになっているが、認印の押印が漏れていた。 <今後対応すべき点> 学校給食事務の手引に沿った対応が必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 令和4年度分の出納簿において、令和5年5月の会計処理で押印漏れが発生しました。年度替わりで校長並びに担当者の異動があったため、確実な引継ぎが行われなかったことが原因であります。 〔措置した内容と時期〕 令和6年5月に令和4年度出納簿の押印漏れの箇所を確認し、適正な処理となるよう修正しました。 なお、令和5年度以降は複数の職員で出納簿を確認することで押印漏れを防ぎ、学校給食事務の手引に沿った対応を行っております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 5 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	189 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	2 鎌田小学校 ⑤学校給食費／就学援助返納について 就学援助制度の対象児童にかかる令和4年度分の給食費返納については、いずれの返納についても受領書が保管されていなかった。 <今後対応すべき点> 学校給食事務の手引に沿った対応が必要である。なお、令和5年度以降は適切に保管されていることを確認した。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 就学援助費の補助金返納が発生した場合は、返納する金額を給食会計口座から就学援助会計口座へ戻し入れした際に、就学援助担当者は給食会計担当者へ受領書を発行することとなっているが、就学援助担当者が受領書の発行を失念しておりました。 〔措置した内容と時期〕 指摘いただいた受領書については、就学援助担当者より発行し、給食会計簿に適切に保管いたしました。 今後は、職員相互で受領書発行について確認するとともに、学校給食事務の手引きに沿った事務処理に努めて参ります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年6月21日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	189 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	2 鎌田小学校 ⑥学校給食費／現金出納簿の記載方法について 現金出納簿の記載方法について、実務上は原則通り手書きで記載されており、現金出納簿の記帳に時間を要している。効率性の観点からは現状が最良なのか疑問が残る。 <今後留意すべき点> 現金出納簿を手書きとすることで防止できている改ざんリスクを他の統制行動により防止できないか検討することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	効率性の観点も問題ないため現金出納簿の記載方法については、手書きで記載すると定めており、給食会計から支出をする際は学校長の確認印が必要になることから現在の手書き処理方法を継続し、適正に処理してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月18日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立小学校
報告書ページ	193 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	3 大森小学校 ①教職員の勤怠管理について 令和4年6月分について、出退勤記録が、出退勤とにもない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。 令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。 <今後留意すべき点> 今後、勤務時間を正確に記録するという点につき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 以前のシステムが、コンピュータのログインした時からの勤務になっていたため、外部出張等により、出退勤管理ができない場合が見られました。 〔措置した内容と時期〕 8月以降の統合型校務支援システムの直接打刻型出勤記録システムの導入により、出張等での管理変更ができるようになりました。さらに、編集機能があり、打刻忘れ、出張等での出退勤を訂正することが可能になりました。 令和5年9月からは、管理職が出退勤を管理し、適切に訂正をするとともに、さらに教職員が、自己の出退勤記録を守る意識を高めていくよう職員会議で指導しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	195 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	3 大森小学校 ③図書管理状況について 年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。 <今後対応すべき点> 電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 紙媒体の台帳で図書の管理をしていたため、数千冊ある学校図書に対し、現物との突合作業が困難であり正しい蔵書数の把握が困難でした。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度に整備を行った学校図書管理システムを使用しながら紙媒体ではなく、データで図書の管理を行います。また、図書の適切な管理方法については、令和6年5月に市立図書館と協議し作成した手引きを学校へ配布し周知しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月21日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	195 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	3 大森小学校 ④学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載について 保護者氏名や児童生徒氏名、購入した物品名が一部入力済みとなっている書面を保護者に渡していた。本来は作成者と確認者を区分することによって内部牽制を機能させることになる。 <今後対応すべき点> 実態としては保護者に一覧表の提出を求めることが困難な状況も想定されることから、今後は事務担当者が作成せざるを得ない場合には、異なる担当者が内容確認する等「特別支援教育就学奨励費事務処理手引」の修正を検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 特別支援教育就学奨励費事務処理手引に、提出一覧表へ保護者氏名や児童生徒氏名、購入した物品名などを記入しなければならない者についての明確な記載がなかったためです。 〔措置した内容と時期〕 令和6年6月に各学校へ送付した特別支援教育就学奨励費事務処理手引に、提出一覧表には保護者氏名や児童生徒氏名、学校で一括購入した物品名などをあらかじめ記入(入力)して保護者に配布すると明記しました。 また、提出一覧表に担当者とは別の職員による確認者の印を押印するための欄を追加しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 1 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	199 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	4 第一中学校 ①教職員の勤怠管理について 超過勤務時間の申請が漏れていると思われるケースも散見され、超過勤務時間の申請、時間集計が適切に行われていたかどうか疑義がある。 <今後留意すべき点> 令和5年9月からは統合型公務支援システムの勤怠管理システムを導入、利用しており、超過勤務時間の申請漏れは解消している。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教職員の、勤務時間を正確に記録するという意識が低く、打刻忘れや不適切な修正が見られました。また、打刻方法の周知が十分でなかったこともあり、超過勤務時間の申請漏れが散見されました。 〔措置した内容と時期〕 令和5年9月より統合型校務支援システムの勤怠管理を利用しており、その際に打刻方法や修正方法について職員に周知徹底を図りました。また、勤務時間を正確に記録することが、働き方改革の基本となることを全職員で確認し、現在では申請漏れは解消しています。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 6 月 4 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	199 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	4 第一中学校 ②突出した超過勤務時間者の存在について 令和4年度は前任教頭先生の超過勤務時間が突出している状況であった。著しい業務負荷が特定の役職に及んでいることも事実である。 <今後留意すべき点> 業務内容の見直しと個人の意識改革が必要であり、他の小中学校で同様な状況になっていないかどうか、改めて確認し、異常点が見受けられた場合は、是正措置を講じる必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 意見のとおり、令和4年度は教頭の超過勤務時間が突出していました。当時はコロナ関連の対応であったり、生徒指導の困難さであったりと様々な要因があったが、個人の意識も要因であったと考えられます。 〔措置した内容と時期〕 前教頭に対しては、校長と連絡を密にし、医療機関と連携を図り、業務改善を図るよう指導を継続したところです。 しかし、全般的に教頭職の勤務時間が他と比べて長時間になっていることは事実であり、その業務改善は急務となっているため、長時間勤務者への医師による面接指導の他にも、「働き方改革推進パッケージ」で、標準時数を上限とした授業時数の見直し、日課表や評価方法の改善、留守番電話の全校導入、授業の質的改善、部活動指導員の拡充など、「未来に向けた10のチャレンジ」として、学校と教育委員会が一体となって改革に取り組んでいます。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月12日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	199 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	4 第一中学校 ③不稼働物品の管理状況について 1Fの資料室に使用していないと思われる備品が複数放置されている状況が確認された。これらの備品については、処分予定となっているものもあり今後の使用見込みがない備品も含まれている。 <今後対応すべき点> 学校財務事務のてびきに沿って、早急に処分する必要があると考えられる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 使用していない備品を資料室に一時的に保管しておりますが、担当者が失念し、長期間放置されていまして。 〔措置した内容と時期〕 令和6年5月に資料室内の整理を行い、利用頻度が低いまたは使用見込みのない備品については、学校財務事務のてびきに沿って事務処理を行ったうえで、令和6年7月に処分いたしました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	200 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	4 第一中学校 ④図書の管理状況について 年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。 <今後対応すべき点> 電子に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 紙媒体の台帳で図書の管理をしていたため、数千冊ある学校図書に対し、現物との突合作業が困難であり正しい蔵書数の把握が困難でした。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度に整備を行った学校図書管理システムを使用しながら紙媒体ではなく、データで図書の管理を行います。また、図書の適切な管理方法については、令和6年5月に市立図書館と協議し作成した手引きを学校へ配布し周知しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	201 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	4 第一中学校 ⑤就学援助費／領収書の記載について 就学援助費の支給について、就学援助費充当確認書兼領収書に保護者の現住所、保護者氏名を記載することとなっているが、申請時の書類と異なる筆跡となっているものが1件あった。 <今後対応すべき点> 領収書は申請者本人である必要はなく、保護者であれば良いこととなっているため、保護者氏名は確認者名とすべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 様式の作成時に使用する状況の精査ができておらず、代筆しなければいけないような内容になってしまっていました。 〔措置した内容と時期〕 ここでいう保護者は児童生徒の両親どちらでも受け取ることが可能であるため、保護者としたままにします。 しかしながら、各校へ周知不足があったため、改めて手引き等に明記し、誤りを防止します。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	201 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	4 第一中学校 ⑥特別支援教育就学奨励費／決裁文書の押印漏れについて 決裁文書である支出伺いのうち、教頭欄の押印が漏れているものが1件確認された。 <今後対応すべき点> 決裁文書については、押印漏れが無いように対応すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教頭の確認不足により押印漏れが発生しました。 〔措置した内容と時期〕 決裁文書に対する意識を高めるとともに、管理職と事務による重層点検を行うよう、令和5年12月に指導しました。押印漏れの箇所について押印し、対応しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	201 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	4 第一中学校 ⑦特別支援教育就学奨励費／個人別内訳書の修正漏れについて 特別支援教育就学奨励費個人別内訳書のうち、交流及び共同学習交通費の1名について修正となっていたが、内訳書の計・合計が修正されていなかった。 <今後留意すべき点> 内訳の計・合計についても修正すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 急な変更による修正だったため、内訳書の計算および照合の失念によるものです。 〔措置した内容と時期〕 修正時の計算処理について、時期を逃さず適切に行うよう、令和5年12月に指導しました。内訳の計・合計については修正済みです。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月14日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	205 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	5 北信中学校 ①教職員の勤怠管理について 令和5年4月分について、出退勤記録が、出退勤とにもない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。 令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。 <今後留意すべき点> 今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 システムの変更があり、システムの打刻・修正について、教員へ十分な説明がなされていなかったためです。 〔措置した内容と時期〕 令和6年4月2日、職員会議時に、システムの打刻・修正方法について、管理職から教員に対し、十分な説明を行いました。 令和6年4月30日、5月31日には、管理職が一覧表を作成し、打刻・修正がなされていない教員に対して、個別に指導を行いました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月14日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	206 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	5 北信中学校 ④備品への備品標識の貼付漏れについて 現地視察の際に技術室で確認した、平成29年取得の木工工作台に備品標識が貼付されていなかった。 また備品台帳よりサンプルで抽出した1件は備品標識がなく備品台帳との照合ができなかった。 <今後対応すべき点> 所有する備品については、標識は貼付することとなっているため、備品管理の観点から標識の貼付を徹底する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 木工工作台は木製製品に標識を貼付けていたため、剥がれてしまい、そのままになっていました。その他の備品についても照合が不十分で標識の有無や剥がれを見落としていました。 〔措置した内容と時期〕 木工工作台については、令和6年5月に標識を貼り直し、さらに直に備品番号を記入しました。他の一般備品についても再点検し、標識を貼付または貼り直しを行いました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月14日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	207 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	5 北信中学校 ⑤備品の除却申請のない除却について 備品台帳のルームクーラーは所在不明との事であった。ルームクーラーについては除却申請書が提出されず、現物が滅失している、備品台帳にも登載された状況が放置されていることは問題である。また本校が紙面で管理する備品台帳には備品台帳の備考に除却年月日が記載されているにもかかわらず、除却申請書類がない備品も散見された。 <今後対応すべき点> 「学校財務事務のてびき」における学校備品の取扱いに関する記載を再度確認し、適切な対応をする必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 教室の配置換えがあった際に備品の配置場所がかわっていましたが、担当者による照合がされておりました。 廃棄処分承認書については廃棄関係文書のファイルを年度ごとに作っていたため、関係書類が別々に綴ってある状態でした。 〔措置した内容と時期〕 令和6年5月に備品台帳と現物の照合を行い、使用不能な物、現物が無かったものについては学校財務事務の手引きに基づき、廃棄処分承認申請を行いました。また、備品台帳上の配置場所の記載も、正しい配置場所に修正いたしました。 過年度の廃棄処分承認書については一冊のファイルにまとめました。備品台帳に廃棄年月日が入っている分との照合を行い、廃棄処分の承認がされていることを確認しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月14日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	208 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	5 北信中学校 ⑦不要物品の保管状況について 校内の階段や体育館脇など校舎の空きスペースに、使用していない備品が放置されている状況が散見された。 <今後対応すべき点> 早急に処分する必要があると考えられる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 不登校対応教室の増設やプレハブの取り壊し等で、それまで使用していた部屋がなくなり、置き場に困った物が空きスペースに置かれている状態でした。 〔措置した内容と時期〕 体育館脇にあった物品については、廃棄処分承認申請をしたうえで、令和5年度末に廃棄整理処分しました。東校舎階段に置かれた物品は、空き教室などの別の場所に移動し、階段として機能できる状態に戻しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	209 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	5 北信中学校 ⑧図書の帳簿棚卸と実地棚卸の数量乖離について 図書台帳で把握している帳簿数量と実地棚卸で把握できた数量に大きな乖離がある。中には、帳簿数量を上回る実地数量を所有している学校も存在するようである。 <今後留意すべき点> 今後はバーコード管理移行にあたり、廃校した施設からの在庫管理も踏まえて、棚卸管理を徹底すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 紙媒体の台帳で図書の管理をしていたため、数千冊ある学校図書に対し、現物との突合作業が困難であり正しい蔵書数の把握が困難でした。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度に整備を行った学校図書管理システムを使用しながら紙媒体ではなく、データで図書の管理を行います。また、図書の適切な管理方法については、令和6年5月に市立図書館と協議し作成した手引きを学校へ配布し周知しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月5日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	209 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	5 北信中学校 ⑨返納に関する現金出納簿について 学校給食費返納については、現金出納簿に校長私印を押印することとなっているが、押印漏れが1件確認された。 <今後対応すべき点> 今後は、押印漏れが無いように対応する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 決裁時の確認不足が原因で、収入欄のマイナス会計について押印を失念しておりました。 〔措置した内容と時期〕 現金出納簿を確認し、すぐに校長私印を押印し修正いたしました。 今後は、現金出納簿を複数の職員でダブルチェックし、押印漏れが発生しないよう適正な事務処理に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月14日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	209 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	5 北信中学校 ⑩学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載漏れについて 対象か対象外かを判定する区分欄が空欄となっている一覧表が存在していた。 <今後対応すべき点> 提出されたレシートが対象となっているかを判断した結果であるため、必要事項については、もれなく記載しておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 レシート等一覧の確認の際に内容は確認していましたが、チェックを入れるのが漏れてしまいました。 〔措置した内容と時期〕 改めて内容を確認し、区分欄に記入しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月14日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	210 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	5 北信中学校 ①決裁日付の漏れについて 決裁文書等について決裁日付の漏れがあった。 <今後留意すべき点> 学校単位での決裁文書という位置付けではあるが、必要事項は漏れなく記載しておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 決裁印が押印されたことで決裁されたものとしていたため、決裁日をいれていませんでした。 〔措置した内容と時期〕 全ての決裁文書に決裁日を記載しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月5日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	210 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	5 北信中学校 ⑫給食費の滞納について 給食費について、令和4年度に未納となっている中学2年生がおり、管理状況、令和5年度の入金状況を確認した。現在、該当者は中学3年になっているが、うち1名については、未納解消の目途が明確となっていない。 <今後留意すべき点> 福島市学校給食徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領に沿って管理、回収を行い債権放棄等の対応とならないように留意する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 保護者の経済状況の悪化により給食費の未納が発生しました。 〔措置した内容と時期〕 給食費未納者3名のうち2名については令和5年度中に完納しました。残り1名は令和5年度に卒業となりましたが、保護者と連絡がついており、卒業後も入金が続けられています。引き続き未納解消のための働きかけを行ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 1 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	213 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6 信陵中学校 ①教職員の勤怠管理について 令和5年6月分について、出退勤記録が、出退勤とにもない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にある、土日勤務分がないという教員が散見された。時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられ、従来システムの問題点は改善されたが、出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。 <今後留意すべき点> 今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 従来の出退勤記録は、パソコンの起動からシャットダウンによるものでしたが、現在は統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられています。しかし、打刻は教員個人の作業であるため、入力を失念したことによるものです。 〔措置した内容と時期〕 令和6年4月に、新システムでの打刻について教職員に周知徹底を行いました。月末の集計時だけではなく、日常的に管理職も打刻を点検し、職員に声掛けをするようにしました。土日の勤務についても打刻するよう指示し、管理職がこまめに点検するように努めています。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	214 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6 信陵中学校 ②学校校舎の整備状況について 校舎東側の非常口は、非常時の避難経路確保の観点からは機能していない。 <今後留意すべき点> 早急に改善することが必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 地震や校舎の経年劣化の影響で、屋上屋根のコンクリート片が落下し、危険なため、校舎東側の非常口は使用しないようにしてありました。 〔措置した内容と時期〕 昨年の秋に、依頼を受けた業者が、落下の危険のある箇所の点検とコンクリート片落下防止の処理を行ったことで、福島市教育委員会からも東側非常口の使用の許可を受けております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年5月27日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	214 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	6 信陵中学校 ③備品の管理について 利用されているにも関わらず廃棄年月日が記載されている備品が確認された。 <今後対応すべき点> 備品は市の財産である。そのため福島市財務規制243条に基づき定期的に備品の所在の調査が必要であり、備品台帳と現物との連携を適切に行う必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 定期的な現物と台帳の確認をしていなかったためです。 〔措置した内容と時期〕 利用されている備品に対する廃棄年月日については、誤記であったため台帳を修正しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 6 年 7 月 1 日現在

監査実施年度	令和 5 年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	215 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	6 信陵中学校 ④図書の管理状況について 年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。また本校においては過去に購入した図書台帳が所在不明となっていること、監査人が図書台帳からリストアップした現物も3件発見することが出来なかったこと等から、十分な管理ができていたとは言い難い状況であった。 <今後対応すべき点> 電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 図書台帳の所在が不明になってしまったのは、担当者の転出などの際の引継ぎが確実に行われていなかったことが原因です。また、開館時に、常に図書館担当者が在中することができず、生徒も頻繁に図書室を利用しており、正式な貸し出し手続きをとらずに図書の持ち出しをしていることも、図書の紛失の一因です。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度の学校図書管理システムの導入により、図書の管理もしやすくなったため、学校の司書教諭や図書司書・図書委員などが中心となって、手引きに沿った図書貸し出しのルールを徹底し、生徒や職員にもルールを徹底することで紛失防止に努めています。また、年度末には図書館運営に関する引継ぎを職員間で確実にを行います。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月21日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 学校教育課
報告書ページ	215 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	6 信陵中学校 ⑤新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の作成について 新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表を提出させることとなっているが、実際には学校の事務担当者が作成している。 <今後対応すべき点> 本来、作成者と確認者を区分することによって内部牽制を機能させることになる。しかし実態として保護者に一覧表の提出を求めることが困難な状況も想定される。他の小中学校の運用も確認し、学校の事務担当者が作成している場合には、内容確認を異なる担当者にする等、「就学援助事務の手引き」の修正を検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 特別支援教育就学奨励費事務処理手引に、提出一覧表へ保護者氏名や児童生徒氏名、購入した物品名などを記入しなければならない者についての明確な記載がなかったためです。 〔措置した内容と時期〕 令和6年6月に各学校へ送付した特別支援教育就学奨励費事務処理手引に、提出一覧表には保護者氏名や児童生徒氏名、学校で一括購入した物品名などをあらかじめ記入(入力)して保護者に配布すると明記しました。 また、提出一覧表に担当者とは別の職員による確認者の印を押印するための欄を追加しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 市立中学校
報告書ページ	216 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6 信陵中学校 ⑥新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表における対象、対象外の判定について 児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表を提出させることとなっている。一覧表の判定欄には対象、対象外を区分しチェックする欄があるが、いずれもチェックされていない一覧表が2件あった。 <今後留意すべき点> 事務担当者は、必要とする通学用品の購入品か否かは容易に判断することができると思われるが、確認した証跡を残すことにより事務担当者の業務における責任が担保されるため、チェック漏れが無いようにして頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 当初は保護者にレシートと一緒に一覧表を提出してもらっていたが、誤記入や訂正が多かったため、保護者からはレシートのみを提出してもらい、一覧表は学校で作成するというやり方で運用していました。この事務処理のやり方が、当該事項の発生した主な原因でした。 〔措置した内容と時期〕 現在は一覧表を保護者に作成してもらうとともに、学校側で確実にチェックする等の措置を講じていくようにしました。チェック漏れの箇所については対応しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	216 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	6 信陵中学校 ⑦給食費の回収管理について 給食費は5月から口座振替を行うと50件以上の口座から振替不能となる結果となり、翌月以降に個別に回収するため、教職員に大きな負担となっている。生活保護世帯からの給食費回収が困難となっている。 <今後留意すべき点> 監査対象年度においては教職員の不断の労力により回収できているが、今後は給食費に関して滞納者が多数となり債権放棄とならないよう対応を検討することが望ましい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 各学校において、保護者へ周知を図っておりますが、年度初め1回目の口座引き落としは、振替不納が発生する確率が高い傾向にあります。 〔措置した内容と時期〕 経済的に支払いが困難な保護者への対応については、未納解消処理に関する事務取扱要領に基づき、センター受配校においても納付を促すため、学校を通じて保護者と連絡を取り、個々の状況に応じた納付相談を実施し、継続した収納率の向上に努めているところです。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年7月1日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育研修課
報告書ページ	216 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	6 信陵中学校 ⑧教職員が使用するパソコンのパスワード管理について 教職員には校務のため各自にパソコンを貸与している。貸与しているパソコンに、パスワードは各自設定しているが、パスワードの更新期限のルールは明確に決まっていない。 <今後留意すべき点> 大文字と小文字及び数字を組み合わせるといった、パスワードの複雑性は一定程度確保しているとの事である。今後は定期的にパスワード変更をルール化することが望ましい。		
現行の対応を継続する理由	福島市教育情報セキュリティポリシーにおいて、想像しにくい文字列を使用することや、定期的に変更することを定めており、システム上でも毎年パスワードを変更する仕組みを構築しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和6年6月25日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	教育委員会 教育施設管理課
報告書ページ	223 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	7 廃校施設の現地調査 7-7 旧東湯野小学校 入口の施錠が不十分な箇所がある。 <今後留意すべき点> グラウンドと屋内運動場を東湯野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可はしているものの、日常の管理状況を確認しておくことが必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 グラウンドと屋内運動場について東湯野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可により1年間の貸し出しを行っております。 〔措置した内容と時期〕 東湯野自治振興協議会へ施錠確認について注意を行いました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和6年5月23日現在

監査実施年度	令和5年度	対象部局等	財務部 財産マネジメント推進課
報告書ページ	241 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	学校施設の統廃合の状況について 3. (3)福島市の対応状況 福島市は利用見込みのない施設について、公用・公共用の利活用・民間利活用について解体等も踏まえて検討を実施している。 <今後留意すべき点> 学校は、大規模施設であり、解体費用が相当額になる可能性があること、土砂災害警戒区域、国立公園内、市街化調整区域等の立地要因から売却が困難となる可能性があることから、提案型民間活力導入制度の活用、各施設等の状況に応じたサウンディング調査等、利活用に向け継続した取組が必要である。		
現行の対応を継続する理由	学校等の大規模施設も含め、未利用公有財産の利活用については、庁内の公有財産最適化検討委員会において利活用方針を決定しておりますが、公用・公共用の利活用が無い場合、売却の可能性が高いものについては、ご意見にもありますとおり、民間利活用の提案を随時受付し、正式提案を受けた後、選定委員会での審査、地域説明、議会への承認等を経て売却等の契約とする「提案型民間活力導入制度」の取り組みを進めております。また、老朽化が著しいなど課題が多い施設等については、施設等の状況に応じサウンディング調査等を実施するなど、未利用公有財産の利活用について引き続き取り組んでまいります。		